

感染症の予防及びまん延防止のための指針

大分県厚生連介護保険支援センターつるみ

1. 衛生管理（感染症予防）に関する基本方針

大分県厚生連介護保険支援センターつるみ（以下「事業所」という。）は、利用者及び従業者等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じるものとする。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じる体制を整備し運用できるよう本指針を定める。

2. 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおりとする。

① 利用者に限らず従業者にも感染が生じ、媒介者となりうる感染症	集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核 等
② 感染抵抗性の低下した人が発生しやすい感染症	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症 等
③ 血液、体液を介して感染する感染症	肝炎（B型肝炎、C型肝炎）等

3. 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- （1）発生状況の把握
- （2）感染拡大の防止
- （3）医療措置（関係医療機関への報告）
- （4）大分県厚生連への報告
- （5）区市町村への報告
- （6）保健所及び医療機関との連携

4. 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。なお、同委員会は、同一施設内である「介護老人保健施設シェモア鶴見」と共同で行うことができるものとする。

- （1）事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を以て「専任の感染対策を担当する者」（以下、「担当者」という。）とする。また、委員は事業所に所属する全ての職員とする。
- （2）委員会の開催にあたっては、効率的な運営を目的として、他の会議体と一体的に行うことができる。
- （3）委員会は、定期的（年1回以上）かつ、感染症発生時等必要なときに開催する。
- （4）委員会の議題は担当者が定め、主に以下の事項について協議するものとする。

- ① 事業所内感染症対策の立案
- ② 指針・マニュアル等の整備・更新
- ③ 利用者及び従業員の健康状態の把握
- ④ 感染症発生時の措置（対応・報告）
- ⑤ 研修・教育計画の策定及び実施
- ⑥ 感染症対策実施状況の把握及び評価

5. 衛生管理に関する研修の実施

事業所の従業者に対し、感染症対策の基礎的知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした研修を以下のとおり実施する。なお、同研修等は、同一施設内である「介護老人保健施設シェモア鶴見」と共同で行うことができるものとする。

- (1) 新規採用者に対する研修 新規採用時
- (2) 定期的研修 年1回以上
- (3) 実施した研修の日時、出席者、実施内容（研修資料）を記録し保管する
- (4) 事業所外部で開催される研修へ積極的に参加する

6. 指針の閲覧

当指針は、事業所内への掲示やホームページ等に公表し、利用者及び利用者家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附 則 本指針は、令和7年11月1日から施行する。